

新	旧	備考
<p>貿易一般保険包括保険（機械設備・鉄道車両・船舶：特定2年未満案件）手続細則</p> <p>平成13年4月1日 01-制度-00024 沿革 平成13年9月21日 一部改正 平成14年4月17日 一部改正 平成14年9月17日 一部改正 平成14年10月25日 一部改正 平成15年3月12日 一部改正 平成16年4月1日 一部改正 平成16年9月28日 一部改正 平成16年10月18日 一部改正 平成17年3月29日 一部改正 平成17年9月16日 一部改正 平成18年9月21日 一部改正 平成18年11月29日 一部改正 平成19年3月14日 一部改正 平成19年9月21日 一部改正 平成20年3月21日 一部改正 <u>平成20年9月19日 一部改正</u></p> <p>貿易一般保険包括保険（機械設備）特約書、貿易一般保険包括保険（鉄道車両）特約書及び貿易一般保険包括保険（船舶）特約書（以下「貿易一般保険包括保険（設備財）特約書」という。）の対象となる輸出契約等のうち、別表1に定める輸出契約等に該当するもの（以下「特定2年未満案件」という。）に係る手続については、次に定めるところによる。</p> <p>第1条～第28条（略）</p>	<p>貿易一般保険包括保険（機械設備・鉄道車両・船舶：特定2年未満案件）手続細則</p> <p>平成13年4月1日 01-制度-00024 沿革 平成13年9月21日 一部改正 平成14年4月17日 一部改正 平成14年9月17日 一部改正 平成14年10月25日 一部改正 平成15年3月12日 一部改正 平成16年4月1日 一部改正 平成16年9月28日 一部改正 平成16年10月18日 一部改正 平成17年3月29日 一部改正 平成17年9月16日 一部改正 平成18年9月21日 一部改正 平成18年11月29日 一部改正 平成19年3月14日 一部改正 平成19年9月21日 一部改正 平成20年3月21日 一部改正</p> <p>貿易一般保険包括保険（機械設備）特約書、貿易一般保険包括保険（鉄道車両）特約書及び貿易一般保険包括保険（船舶）特約書（以下「貿易一般保険包括保険（設備財）特約書」という。）の対象となる輸出契約等のうち、別表1に定める輸出契約等に該当するもの（以下「特定2年未満案件」という。）に係る手続については、次に定めるところによる。</p> <p>第1条～第28条（略）</p>	

新	旧	備考
<p><u>附 則</u></p> <p><u>1 この改正は、平成20年10月1日から実施する。</u></p> <p>別表1 代金等の全額（一部前払いの場合はその残金）が各船積日から2年未満に決済される輸出契約又は仲介貿易契約。ただし、次に掲げるものを除く。 1．日本貿易保険が保険契約締結を内諾したもの 2．フルターンキー特約（フルターンキー契約における輸出貨物等について生じた損失に係る貿易一般保険の取扱いについて（平成13年4月1日 01-制度-00042）に規定する特約をいう。）を付して保険契約を締結するもの 3．共同保険（共同保険の取扱いについて（平成13年4月1日 01-制度-00062）に定めるものをいう。）に係る保険契約を締結するもの 4．支出費用特約（支出費用に係る貿易一般保険の取扱いについて（平成13年4月1日 01-制度-00043）に規定する特約をいう。）を付して保険契約を締結するもの 5．フルターンキー契約その他の完成納期以降の日を船積期日として保険契約を締結するもの（完成納期案件） 6．エスカレーションクローズ付きのもの 7．契約の締結の相手方又は代金等の支払人のいずれかが二以上のもの 8．被保険者が二以上のもの 9．表示通貨と異なる通貨による決済条件付のもの 10．起算点から最終の決済等の期限までの期間が1年を超え、かつ、元本の決済等が均等に分割して行われるもの 11．前各号に該当しないものであって、船積実行日を起算としない決済（リテンション決済を除き、決済期日が二以上のものに限る。）を含むもの。ただし、被保険者がこの手続細則による保険契約の申込を希望する場合は、この限りでは</p>	<p>別表1 代金等の全額（一部前払いの場合はその残金）が各船積日から2年未満に決済される輸出契約又は仲介貿易契約。ただし、次に掲げるものを除く。 1．日本貿易保険が保険契約締結を内諾したもの 2．フルターンキー特約（フルターンキー契約における輸出貨物等について生じた損失に係る貿易一般保険の取扱いについて（平成13年4月1日 01-制度-00042）に規定する特約をいう。）を付して保険契約を締結するもの 3．共同保険（共同保険の取扱いについて（平成13年4月1日 01-制度-00062）に定めるものをいう。）に係る保険契約を締結するもの 4．支出費用特約（支出費用に係る貿易一般保険の取扱いについて（平成13年4月1日 01-制度-00043）に規定する特約をいう。）を付して保険契約を締結するもの <u>5．貿易一般保険（外貨建対応方式）特約書（平成17年4月1日 05-制度-00013）を付して保険契約を締結するもの</u> 6．フルターンキー契約その他の完成納期以降の日を船積期日として保険契約を締結するもの（完成納期案件） 7．エスカレーションクローズ付きのもの 8．契約の締結の相手方又は代金等の支払人のいずれかが二以上のもの 9．被保険者が二以上のもの 10．表示通貨と異なる通貨による決済条件付のもの 11．起算点から最終の決済等の期限までの期間が1年を超え、かつ、元本の決済等が均等に分割して行われるもの 12．前各号に該当しないものであって、船積実行日を起算としない決済（リテンション決済を除き、決済期日が二以上のものに限る。）を含むもの。ただし、被保険者がこの手続細則による保険契約の申込を希望する場合は、この限りでは</p>	

新	旧	備考
<p>ない。</p> <p>12. 輸出契約又は仲介貿易契約の相手方（輸出契約又は仲介貿易契約の相手方と当該輸出契約又は仲介貿易契約に係る代金等の支払人が異なる場合には、いずれかのもの。）が特約書第4条第2項各号のいずれかに該当するものであり、かつ海外における特定の事業の実施を目的として設立された外国法人（SPC）に該当するもの（貿易一般保険包括保険（船舶）特約書の対象となるものを除く。）</p> <p>13. 一般案件手続細則によるべきものとして日本貿易保険が認めるもの</p> <p>別表2～別表4（略）</p>	<p>ない。</p> <p>13. 輸出契約又は仲介貿易契約の相手方（輸出契約又は仲介貿易契約の相手方と当該輸出契約又は仲介貿易契約に係る代金等の支払人が異なる場合には、いずれかのもの。）が特約書第4条第2項各号のいずれかに該当するものであり、かつ海外における特定の事業の実施を目的として設立された外国法人（SPC）に該当するもの（貿易一般保険包括保険（船舶）特約書の対象となるものを除く。）</p> <p>14. 一般案件手続細則によるべきものとして日本貿易保険が認めるもの</p> <p>別表2～別表4（略）</p>	